

公立小・中学校の校舎の改築・改修、施設の修繕に東京都の財政支援制度創設を求める意見書

小・中学校に通う子どもたちが、安全な環境のもとで、快適に学び、遊べるようにすることは、保護者のみならず、多くの国民の願いである。

本市では、一小のスーパーリニューアルなど改善努力を進めているが、耐震補強工事を必要とする校舎がまだ、数多く残されている。

子どもたちが落ちついて勉強に励み、元気に遊べる教育環境にするためにも、また、不幸にして地震などの自然災害が発生した場合には、住民の避難場所として活用されることを考えてみても、耐震補強工事を含め、校舎の改築・改修、施設の修繕を行政の重点課題として取り組む必要がある。

この教育条件の整備に、国民の教育を受ける権利を保障することを憲法で要請されている国が万全を尽くすとともに、基礎的自治体がふさわしい努力を行うことは当然である。

しかし、広域自治体である東京都も役割を果たすべきである。「校舎の改築・改修、施設の修繕は、国と基礎的自治体の責任」とのスタンスで、東京都は財政支出を行っていないが、教育条件の整備は、教育行政に携わる国と都道府県、区市町村が一体となって進めるという立場に東京都は立つべきである。

よって、本市議会は、東京都に対し、区市町村が行う公立小・中学校の校舎の改築・改修、施設の修繕に、財政支援を行う制度を新たに創設することを求めるものである。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成17年3月29日

三鷹市議会議長 久保田 輝 男